

男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進している事業所を応援！

男女共同参画推進事業所 を募集しています

藤枝市では、男女共同参画及び女性活躍の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を認定し、市内外に広く紹介するとともにその取組をサポートし、市内事業所における男女共同参画の普及及び推進を目指しています。



対象となる事業所

藤枝市内に所在する事業所です

- ※業種や規模は問いません。
- ※市外に本店がある事業所であっても、市内に支店等があれば対象となります。

申請方法

申請書および添付書類を男女共同参画課へ提出してください

認定の有効期間

認定を受けた日から3年間です
(更新をする場合は、再度申請書を提出)

どんな取組をしていれば認定されるの？

主に以下の3つの項目について取組がされているかを審査します

- ① 仕事と家庭の両立支援のための取組
- ② 男女が共に働きやすい職場環境づくり
(職場環境・職場風土の改善に関する取組)
- ③ 性別にとらわれず、従業員の能力発揮や活躍を推進するための取組

◎審査項目中、必須項目(法律で義務付けられている項目)をすべて満たし、かつ審査項目の50%以上を実施している場合に認定となります。

※具体的な審査項目は別紙をご参照ください

認定されるとどんなメリットがあるの？

働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業所として、イメージアップと認知度の向上を図ることができ、優秀な人材の確保や、労働意欲や生産性の向上につながることを期待されます。



認定証 (サンプル)

【具体的には・・・】

- 推進事業所に認定された事業所には、認定証を交付します。
- 市のホームページや広報ふじえだ、男女共同参画課で年1回発行する情報誌「Run らんらん」などで事業所を紹介、取組をPRします。
- 事業所が行う研修会に講師を派遣します(講師料は市が負担)。または事業所が行う研修会の講師料を市が補助します。
- 「藤枝市総合評価落札方式(特別簡易型)」の評価点が加算されます。
- 中小企業に対する「設備投資資金利子補給」の上乗せがあります。

【申請に関するお問い合わせは】

藤枝市 市民文化部 男女共同参画課
〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号
(電話) 054-643-3198 (FAX) 054-643-3327
(E-mail) danjo@city.fujieda.shizuoka.jp

《藤枝市ホームページでも制度を紹介しています》



<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/kurashi/danjokiyodo/1447731256349.html>

第1号様式（第3条関係）

藤枝市男女共同参画推進事業所認定（更新）申請書

年 月 日

藤 枝 市 長 様

名 称

代表者の職・氏名

印

藤枝市男女共同参画推進事業所認定事業実施要綱第3条（第6条）の規定により、
認定（認定の更新）を申請します。

記

1 事業所概要

所在地	〒		
業 種	1. 建設業 2. 製造 3. 電気・ガス業 4. 情報通信業 5. 運輸業 6. 卸売・小売業 7. 飲食店・宿泊業 8. 金融・保険業 9. 不動産業 10. 医療・福祉 11. 教育・学習支援業 12. サービス業 13. その他（ ）		
従業員数	総従業員数 人（うち女性 人） 正規従業員 人（うち女性 人） 派 遣 人（うち女性 人） パ ー ト 人（うち女性 人）		
担当	所属		TEL
	氏名		FAX
E-mail			
ホームページ			

2 添付書類

- 事業所の概要がわかるもの
- 就業規則、または就業規則に準ずる規定の写し
- その他（取組の内容について参考となる資料）